

令和 2 年度事業計画書

自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

令和 2 年 3 月 27 日

目 次

[1] レコード等の普及に関する事	1～2
1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の推進	
2. 業界広報の強化	
3. 需要喚起関連事業	
4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施	
5. 日本音楽の海外展開の促進	
6. RIAJ セミナーの開催	
7. その他	
[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集	2
1. 市場調査、産業統計の充実	
2. 音楽に関する消費者実態調査の実施	
[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関する事	2
1. 「文化庁芸術祭」への協力	
2. 「日本プロ音楽録音賞」の共催	
[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関する事	2～3
1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化	
2. 啓発キャンペーン等の周知活動	
3. 著作権教育活動の実施	
4. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備を求める活動	
5. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される法制度創設に向けた活動	
6. 「バリューギャップ」問題の解決に向けた活動	
7. 放送の同時送信に関する集中管理事業の推進	
8. 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）への参加	
[5] レコード等に関するデータの公表	3
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の 取り決めならびに徴収および分配	4
[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実 演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および 分配	4
1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理の取り組み	
2. 教育・文化・プライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進	

- [8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 4
- [9] 私的録音補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配…………… 4
- [10] その他…………… 4～5
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
 2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
 3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
 4. 業界規格（RIS）の制定と改正
 5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
 6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
 7. 会員各社の業務の集約化（シェアードサービス）
 8. 80周年記念事業

以上

令和 2 年度事業計画書

令和元年の市況を振り返ると、ストリーミングが市場を牽引し、音楽配信売上が706億円（前年比110%）と6年連続プラス成長、平成23年以來の700億円超えとなり好調に推移した。ストリーミング市場は前年比133%の465億円と音楽配信市場におけるシェアは66%に拡大し、ダウンロード市場（225億円）の約2倍となった。オーディオレコードの年間生産金額は前年比97%の1,528億円と健闘したものの、音楽ビデオが前年比92%の764億円と苦戦し、音楽パッケージソフト全体（オーディオレコードおよび音楽ビデオの合計）の年間生産金額は前年比95%の2,291億円となった。この結果、音楽ソフト（オーディオレコード+音楽ビデオ）の生産金額と音楽配信売上の合計は前年比98%の2,998億円となり、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

当協会では、担う役割を3つ（①業界の収益を「伸ばす」、②違法を「なくす」、③レコード産業からのメッセージを「伝える」）に整理し、優先度を付けて事業に取り組んでおり、令和2年度も引き続きこの方針を継続する。

令和2年度の具体的な事業は以下の通りである。

〔事業活動〕

[1] レコード等の普及に関すること

1. 「音楽 CD の再販制度」の維持と弾力運用の推進
 - (1) 音楽文化発展の基盤となる「音楽 CD の再販制度」の存置を引き続き求めるとともに、制度の弾力運用を推進する。
 - (2) ユーザーへの還元施策の一環であるインターネット廃盤セールの実施について、内容の見直し等を含め検討する。
2. 業界広報の強化

特別委員会にて、無許諾音楽アプリ撲滅とサブスクリプション等の適法サービス利用促進に向けた施策を検討し、実施する。また、リーチサイト・リーチアプリ規制に関する著作権法改正法案が成立する場合には、施行に際して周知啓発活動を行う。
3. 需要喚起関連事業

音楽の素晴らしさや楽しさを発信し、音楽リスナーの増加と音楽を聴くライフスタイルの普及を図る総合的な施策を検討する。
4. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

アーティスト・作品の顕彰と日本音楽の歴史の記録として「日本ゴールドディスク大賞」を継続して実施する。また、令和2年度よりストリーミング配信に関する賞および部門の増設を検討する。
5. 日本音楽の海外展開の促進

会員各社の海外展開を支援する施策は、平成29年度から一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団（JMCE）に一本化して実施しており、令和2年度もJMCEへの支援を継続する。JMCEの主な海外展開事業は次の通り。

 - ① 「第17回東京国際ミュージック・マーケット（TIMM）」の開催

- ② アニソン情報検索サイト「JAPAN ANIME MUSIC LAB.」の運営
- ③ 海外の日本音楽ファンやバイヤー等への情報発信の強化
- ④ その他、海外展開関連事業

6. RIAJ セミナーの開催

会員各社へのタイムリーな情報提供を目的としたセミナーを定期的に行い、開催するとともに、一部テーマについては広く一般公開も検討する。

7. その他

- (1) 「Music J-CIS (Music Japan-Copyright Information Service) 協議会」(MINC)の構成団体として、音楽権利情報データベースの充実を図る。
- (2) 平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間にわたり文化庁が実施した「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」について、その成果を継承し取り組みを継続する音楽関係団体の組織化に尽力するとともに、その構成団体として、散在する権利情報の更なる集約化と円滑な権利処理の促進に引き続き取り組む。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品および音楽配信に関する各種産業統計データを、環境の変化に応じてカテゴリ変更などを行い、的確に集計し迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施し、ユーザー動向の経年変化を把握するとともにユーザー意識の深堀調査を行い、取りまとめる。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請および審査に協力する。

2. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目的として継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 音楽の違法利用を撲滅するための対策の強化

- (1) 違法対策の専任組織「著作権保護・促進センター (CPPC)」において違法音楽ファイルの削除要請を継続して実施する。また、SNS 上の違法音楽ファイル対策にも注力する。
- (2) 国外サイトに関しては、国際レコード産業連盟 (IFPI) との連携により削除要請の対象を拡大するとともに、中国サイトについては、中国国家版權局との連携やサイト運営事業者との協議実施等により効率的な対策を継続していく。
- (3) 公正な音楽市場の形成を阻害するスマートフォン向け無許諾音楽アプリの撲滅に向けた総合的な対策を実施する。具体的には、アプリストア運営事業者に対する審査強化及び削除迅速化の要請、無許諾音楽アプリで表示される広告の停止要請、アプリ開発者等に対する警告や法的措置の検討、違法ファイルへのリンク切除要請やファイル削除要請等、多角的な対策を継続実施する。

- (4) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (5) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に関して、発信者情報開示請求及び同訴訟により住所・氏名等の開示を受け、損害賠償請求や告訴等の対応を継続する。

2. 啓発キャンペーン等の周知活動

音楽創造サイクルへの理解の促進と違法利用の抑止を目的とする著作権啓発活動を実施する。特に無許諾音楽アプリに関しては、アーティスト等の権利者に何ら対価が還元されない問題への理解を訴求するとともに、リーチサイト・リーチアプリ規制に関する著作権法改正の周知を中心に据えた啓発施策を検討し実施する。

3. 著作権教育活動の実施

- (1) 大学寄附講座は、今年度から明治大学にて開講し、若年層のレコード産業・著作権制度に対する理解促進に努める。また、一般社団法人日本音楽出版社協会が今年度から開講する電気通信大学の寄附講座への支援・協力を行う。
- (2) 音楽が制作される過程を学び、上質な環境で音楽を楽しむ機会を提供するレコーディングスタジオ見学プログラムを実施するとともに、修学旅行生等の職場訪問受入れなど若年層への著作権教育の機会を増大するための取り組みを継続する。
- (3) その他、著作権教育の促進に資する活動を実施する。

4. クリエイターへの適切な対価還元制度の整備を求める活動

文化庁著作権分科会において、従来の私的録音録画補償金制度に代替する新たな対価還元制度（補償金を含む）の検討に参画する。

5. レコードの業務上の演奏利用から適正な対価が還元される法制度創設に向けた活動

いわゆる「レコード演奏・伝達権」について、IFPI や実演家団体と連携して法制度創設に向けた関係省庁等への働きかけを継続して実施する。

6. 「バリューギャップ」問題の解決に向けた活動

無料動画投稿サイト運営事業者に係る法的責任のあり方の見直しなど、いわゆる「バリューギャップ」問題の解決を目指して昨春に成立した改正 EU 著作権指令を参考に、必要な法改正の働きかけを継続する。

7. 放送の同時送信等に関する対応

放送の同時送信等に係る著作隣接権制度の見直し（送信可能化権の報酬請求権化）について、文化庁著作権分科会等における検討に参画し、レコード製作者の権利が守られるよう適切に対応する。

8. 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）への参加

授業目的公衆送信補償金の指定管理団体に参加し、新補償金制度の仕組み作り・運営の支援を継続して行う。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体の更なるイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広報する。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取

り決めならびに徴収および分配

1. 二次使用料を安定的に確保するために、放送・有線放送事業者との間で協議を実施し、使用料水準の維持確保に努める。
2. 配信音源に係る二次使用料について、使用実績報告の受付方法と新分配ルールを整備し、早期の実施に向けた準備を確実に進める。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信等にかかる集中管理の取り組み

放送番組の同時送信等に係る著作権処理円滑化に関する議論を踏まえ、集中管理に係る実務運用の更なる円滑化や委任者拡大等の課題に取り組む。また、ネット独自の放送型送信（いわゆるウェブキャスト）に係る集中管理についても、関係団体との協議・調整を進め、早期の開始を目指す。

2. 教育・文化・ブライダル分野等のレコード利用集中管理事業の推進

- (1) 教育・文化系催事に係る一任型集中管理事業の安定化に取り組む。
- (2) ブライダル分野におけるレコード利用について、更なる円滑化と権利処理促進を図る。また、適法利用に向けた利用者への啓発活動を推進するとともに、許諾を得ずにレコードを利用する事業者への対策を強化する。
- (3) 利用者から要望のあるその他利用形態について、集中管理の実現可能性を検討し、可能な分野から集中管理の範囲拡大に努める。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

貸レコード使用料等の円滑な徴収および分配に努める。

[9] 私的録音補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

私的録音補償金管理協会（sarah）の構成団体として、私的録音補償金制度の円滑な運用を支援する。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見を表明する。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに IFPI およびアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4. 業界規格（RIS）の制定と改正

CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な制定・改正を行う。

5. ISRC（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

音源の識別に利用される ISRC（国際標準レコーディングコード）の国内登録代行機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和 38 年から毎年実施しているレコード（CD）寄贈事業を継続実施する。

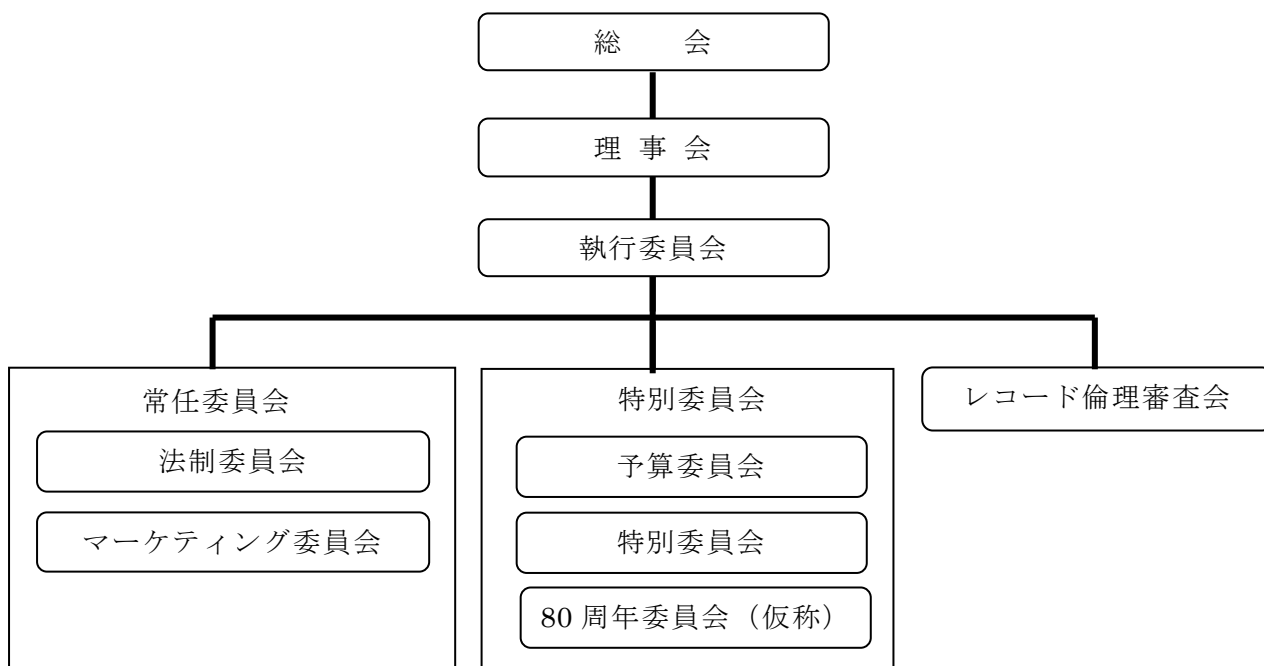
7. 会員各社の業務の集約化（シェアードサービス）

会員各社の業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握しながら必要な施策を推進する。

8. 80 周年記念事業

令和 4 年 4 月 30 日に創立 80 周年を迎えるに当たり、特別委員会を設置し、記念事業とともに協会の役割・体制等の見直しを検討する。

〔運営体制〕



本年度も、関係官庁並びに関係団体の協力を得て業務を推進する。

以上